

第4章 分野別施策の推進

第4章 分野別施策の推進

1. 同和問題

【これまでの取り組み】

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

2006年（平成18年）に新しく誕生した築上町では、合併前の椎田町、築城町が、この答申の精神を踏まえ、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」（以下、「特措法」という。）の施行以来、同和問題の解決を町の重要施策と位置づけ、国や福岡県とも連携しながら事業を積極的に推進してきたことから、合併後もそれを継続しています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を踏まえて、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進してきました。また「豊前・築上地区進路保障推進協議会」とも連携し、小中高の連絡を密にして教育の充実を図るとともに、進学や就職に関して差別のない適正な選考を要望しています。

こうした同和問題にかかわる心理的差別、実態的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備により、様々な面で存在していた格差が大きく改善されるなど、「特措法」による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

「特措法」の失効後、インターネットの著しい普及により、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。このような状況を踏まえ、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、2016年（平成28年）に、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されました。

本町では、同和問題の早期解決を目指し、町民や地域、学校、町職員や各種団体が同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識をさらに深めるため、県・町などが開催する講演会や研究会、研修等への参加促進や人権センターを活用した学習機会及び住民相互の理解と交流機会の創出、「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」を活用した啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図ってきました。

【現状と課題】

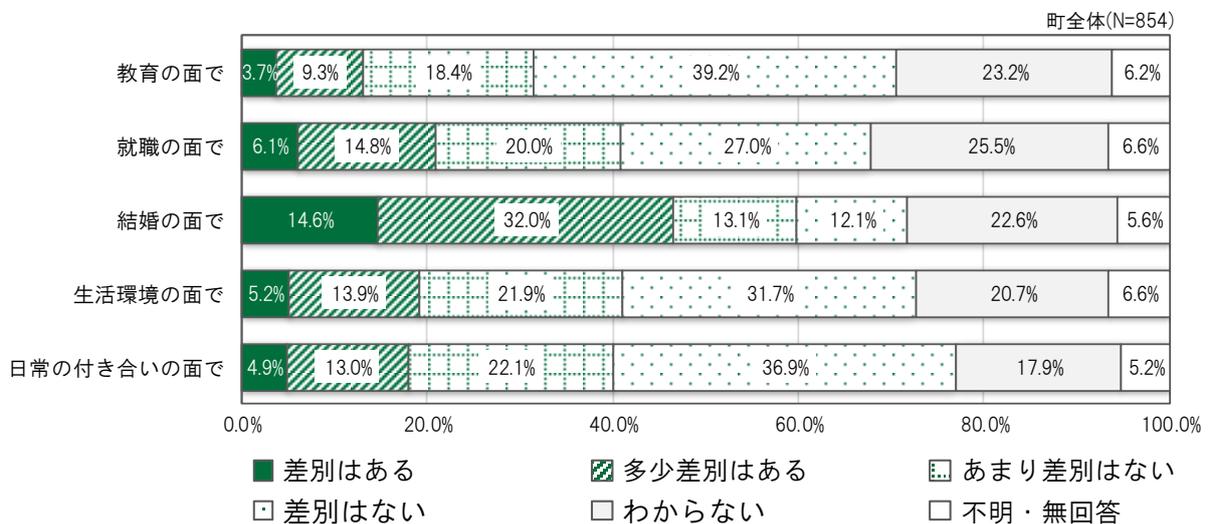
同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。

しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布により、同和地区や地区出身者に対する差別を助長する行為が見られます。（【図3】参照）

また、「人権に関する住民意識調査」では、同和問題の解決に向けた取り組みについて、「人権にかかわる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という回答が34.2%と最も多くなっていますが、「そっとしておけば自然になくなる」という回答も27.6%と高くなっており、依然として、同和問題について無関心・無理解層が存在していることがわかります。（【図4】参照）

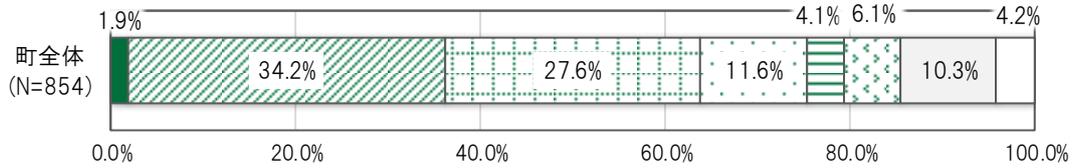
さらに、福岡県が2016年（平成28年）に実施した「人権問題に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）では、『人権問題解決のために努力する』という回答が41.1%となっており、本町では同和問題解決に向けた意識の醸成は充分とは言い難い状況です。同和地区内外の交流を通して、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進が重要です。（【図5】参照）

【図3 「同和」地区の人々に対する差別の有無について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【図4 同和問題の解決に対する考え（築上町）】

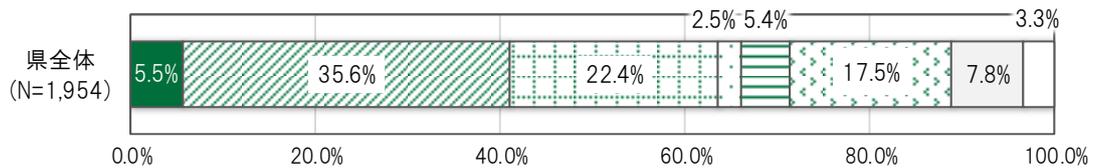


- これは、「同和」地区の人の問題だから、自分には関係がない
- 人権にかかわる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする
- そっとしておけば自然になくなる
- 行政の責任で解決すべきである
- 部落の人たちが部落外に住めばなくなる
- もう解決している
- その他
- 不明・無回答

資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

参考

【図5 同和問題の解決に向けた考え（福岡県）】



『人権問題解決のために努力する』

- 問題解決のため自分のできる限りの努力をしたい
- 基本的人権にかかわる問題でもあるので、自分も国民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う
- 自分一人ではどうしようもない問題なので、なりゆきにかかせるより仕方がない
- 同和地区の人々の問題であるので、自分には直接関係ない
- その他
- よく考えていない
- 同和問題のことは知らないので、わからない
- 不明・無回答

資料：「県民意識調査」（平成28年）

【施策の方向】

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと。
- ② 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること。
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること。
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること。

という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取り組みの成果等を踏まえ、取り組みを推進します。

(1) 町民に対する啓発活動の充実強化を推進

同和問題は、町行政施策全般にかかわる問題です。同和問題に対する町民意識の高揚を図り、差別解消に町民が主体的に取り組むことができるよう、7月の「同和問題啓発強調月間」や12月の「人権週間」を中心に、町行政すべての課・係をあげて創意工夫した啓発活動を推進します。

(2) 地域における啓発研修・地域交流事業等の推進

同和問題解決のために第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた人権センターを、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要です。

そのため、人権センターを活用した自己学習や相互学習活動の実施、地域交流事業を通して、地域の教養・文化の向上を図るとともに、連帯感・協調性を高め、人権課題に対する理解を広げます。

(3) 企業における啓発活動の推進

企業・事業所において、積極的に啓発活動が行われるよう、町の広報紙をはじめとする啓発資料の作成・提供や研修講師の派遣等、企業・事業所における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(4) 相談体制の充実

すべての町職員や自治会人権推進員及び自治会長、民生委員・児童委員を対象とした研修の実施や人権相談所の開設、人権センター日常相談など、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

また、就労困難者には、ハローワーク・高等技術専門学校・福岡県保健福祉環境事務所等と連携して相談事業を行い、就労対策につなげます。

さらに、福岡県や関係団体とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通して地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

(5) 「えせ同和行為」の排除

同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見を助長し、解決を遅らせる原因とされる「えせ同和行為」の排除に向け、福岡県や警察等の関係機関との連携強化に努めます。

(6) 学校・地域での人権・同和教育の推進

① 学校教育の推進

児童生徒の人権意識の高揚を目指して、学校との連携のもと、効果的な人権・同和教育を進めます。その際、福岡県の人権教育学習教材「かがやき」「あおぞら」や「あおぞら2」の活用を図り、人権感覚の育成に努めます。

また、教職員の正しい認識が重要であるため、教職員研修の充実を図り、認識の深化と指導力の向上に努めます。

さらに、家庭や学校、地域が一体となり、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

② 家庭教育・社会教育の推進

教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、保護者が正しい人権意識を持ちながら、子どもを育てることができるよう、乳幼児健診や研修会の実施、情報提供などを通じて啓発を行います。

また、地域において自発的に密着した学習を行い、同和問題の解決のために、主体的な活動が行われるよう、各種研修会等を通じた指導者の育成に努めます。

2. 女性に関する問題

【これまでの取り組み】

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女性差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））、「男女雇用機会均等法」の施行（1986年（昭和61年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と明文化され、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」とであると位置づけられたところです。

さらに、女性に対する相次ぐ悲惨な事件等が社会問題化されるようになり、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「DV防止法」が制定されました。

福岡県においても2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年に、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進の基本理念を定め、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の一層の充実に努めています。

本町では、2007年（平成19年）6月5日の築上町議会において同意された「男女共同参画推進宣言の町」を表明したことにより、男女共同参画社会の実現に向け、大きく前進しました。2009年（平成21年）には「築上町男女共同参画推進条例」を制定し、その後、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進するため、築上町男女共同参画審議会を設置、2012年（平成24年）には「第1次築上町男女共同参画推進基本計画」を策定し、男女がお互いを尊重し、ともに参画し、支えあえる、男女共同参画社会の確立に向け、取り組みを進めてきました。

また、あらゆる社会情勢の変化や新たな課題等への対応が必要であることから、2017年（平成29年）には、「第2次築上町男女共同参画推進基本計画」（以下「第2次推進基本計画」という。）を策定し、性別による固定的役割分担意識をなくし、男女共同参画意識を促進するため、研修会・講演会等の開催や「男女共同参画週間」を活用した啓発活動、DV防止・セクハラ防止対策に関する広報活動など、男女共同参画のさらなる推進を図っています。また、町の政策・方針決定への女性参画推進に向けて、管理職・各種委員会への女性登用を推進しています。

【現状と課題】

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

さらに、男女間の格差を示す国際指標であるジェンダー・ギャップ指数※をみると、日本は2017年（平成29年）の国連報告で144か国中114位となり、前年に比べ、経済、教育、保健分野の順位は上昇しましたが、政治分野では順位が下がるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。女性が地域のリーダーとしての活躍や、事業運営を主体的に行う事例が増えてきている中で、まだ男女の意識の中には性別による固定的役割分担に基づく慣行や習慣が残っています。

2017年（平成29年）の内閣府の調査によると、約4人に1人（26.1%）の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

福岡県において、配偶者や交際相手からのDVに関する警察への相談等件数は2016年（平成28年）に1,873件と過去最高となり、ストーカー事案や性犯罪も高水準で推移するなど、女性に対する暴力は依然として深刻な問題となっています。

また、セクハラ等を含め相談件数も多く、女性に対する人権侵害が顕在化しています。

性別による人権侵害については、「福岡県男女共同参画推進条例」において禁止されていますが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

本町では「人権に関する住民意識調査」の結果から、『女性に対する差別や人権侵害があると思う』（「差別はまだ厳しいと思う」と「多少の差別はあると思う」を合算）と回答した人が多く、特に当事者である女性では7割を超えており、女性に関する人権問題は未だ根強く残っていることがわかります。（【図6】参照）

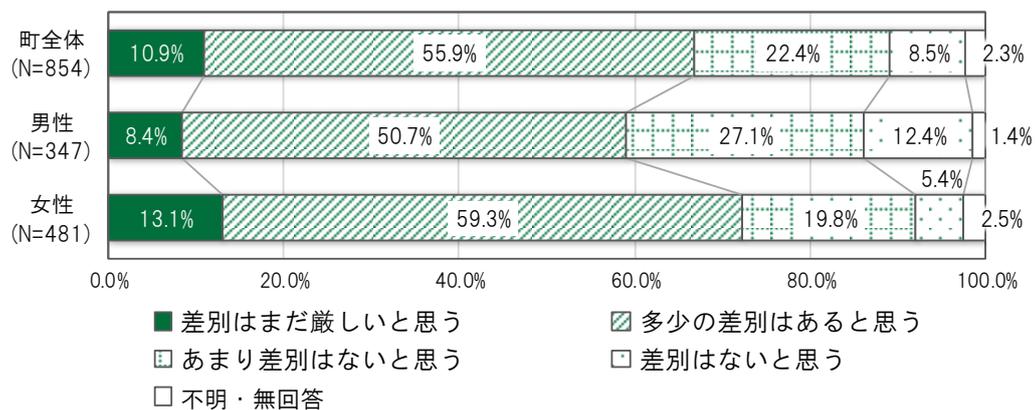
※ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

国ごとの男女格差を測る指数のこと。①経済活動の参加と機会（労働人口、所得、管理職、専門職の男女比）、②教育（初等教育や高等・専門教育への男女格差）、③健康と寿命（出生時の性別比、平均寿命の男女格差）、④政治への関与（議会や閣僚などへの参画における男女格差）の4分野で評価される。

また、「第2次推進基本計画」の策定にあたって実施した「第2次築上町男女共同参画推進基本計画策定に関する町民意識調査」（以下「男女共同参画に関する町民意識調査」という。）（2016年（平成28年））の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛同する人は減少傾向にあるものの、男性の回答者においては、賛同する人が女性よりも多くなっています。また、男女の地位の平等感については、社会通念や習慣・しきたり、社会全体において「男性の方が優遇されている」という回答が多くなっていることから、固定的性別役割意識や男性優位の社会制度、慣行が根強く残っていることがわかります。（【図7】【図8】参照）

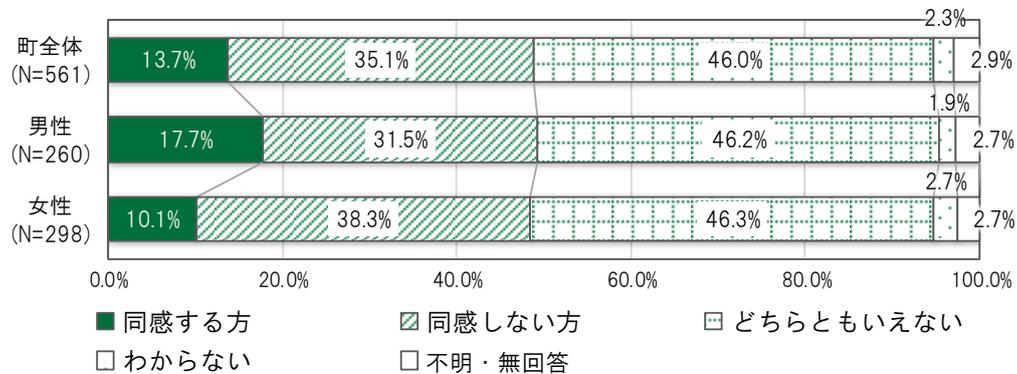
本町でも社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むように、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、女性の方針決定の場への参画など総合的な施策を推進するとともに、DVやセクハラなど、女性に対するあらゆる暴力防止の啓発が求められています。

【図6 女性に対する差別や人権侵害の有無について】



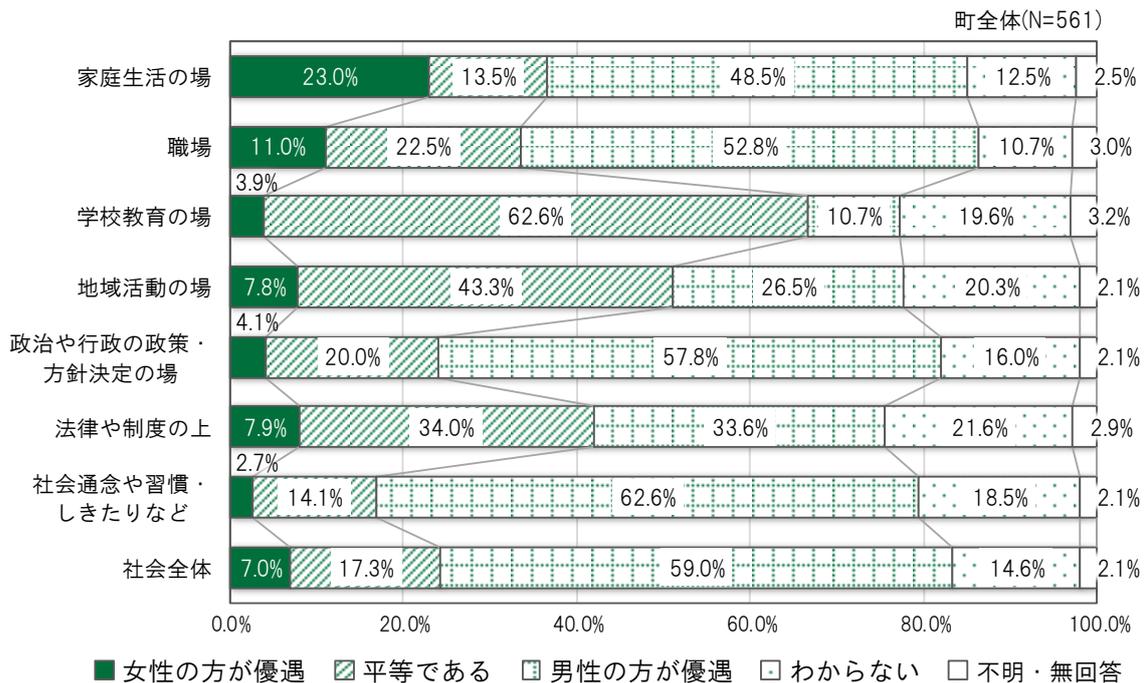
資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



資料：「男女共同参画に関する町民意識調査」（平成28年）

【図8 男女の地位の平等感について】



資料：「男女共同参画に関する町民意識調査」（平成28年）

【施策の方向】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、諸施策を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

(1) 男女共同参画社会を実現するための環境づくり

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡充

国では「社会のあらゆる分野において、2020年までに、政策決定的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」という目標を定め、推進活動を行っています。

本町でも男女共同参画のまちづくりを目指し、広報・啓発活動を中心に、女性の政策・方針決定過程への参画拡充、女性リーダーの発掘や育成に努めます。また、各種審議会においても、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

② 男女共同参画に関する啓発の実施

家庭・職場・学校・地域社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間を活用した啓発活動を実施します。

また、男女共同参画社会を目指した団体・男女共同参画ネット等の協力のもと、意識の向上を目標に啓発を展開します。

③ 男女共同参画を推進する学習・教育の充実

保育・幼児期、学校教育において、男女共同参画と人権尊重を学ぶ機会の充実を図ります。

また、生涯にわたって男女共同参画についての理解を深め、男女がともに家庭や地域を担い、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる社会を目指し、生涯学習や自治会における人権啓発等を推進します。

町職員の意識浸透と理解を図り、男女共同参画社会づくりのリーダーとなるような職員養成を推進します。

(2) 女性の人権が尊重される社会づくり

① 相談体制の充実

DVやハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、相談機関や窓口の周知徹底と専門性のある担当者の配置を行い、庁内全体の危機管理体制を構築します。また、福岡県の専門機関との連携の下、DV防止対策及び被害者保護対策を推進します。

② 広報啓発活動の充実

DVやハラスメントは重大な人権侵害であるとの認識を高めるとともに、防止に向け、町民、地域、企業・事業所への広報・啓発活動の充実を図ります。

(3) 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

① 職場における男女共同参画の推進

町内の企業・事業所に向けて、男女の均等な雇用機会と待遇に関する関係法令や各種制度について情報提供を行い、職場における男女格差の是正に向けた啓発を行うとともに、男女がともに働きやすく、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した職場環境づくりを奨励します。

また、ハラスメント等防止に向けた取り組みの促進に努めます。

② 家庭における男女共同参画の推進

働く女性が増える中、男女ともに仕事と家庭生活の責任を負い、自分の時間も大切にできる環境を整えていくことが必要です。

家庭での男女共同参画について学習する機会や啓発を積極的に行い、固定的性別役割分担意識の解消及び男性の生活力向上に努めます。

③ 地域における男女共同参画の推進

人口減少や高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化が進む中、性別や年齢にかかわらず、地域で暮らす全ての住民が主体となって、まちづくりを進めることが重要ですが、自治会などの役職や地域活動は依然として男性中心となっています。

地域社会における男女共同参画意識の醸成が図られるよう、活動の周知・啓発に努めるとともに、女性が地域の方針決定の場へ参画しやすい環境づくりを推進します。

3. 子どもに関する問題

【これまでの取り組み】

国連においては、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」を採択し、「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」として、子どもの権利を宣言しました。

国においては、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」、1951年（昭和26年）に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重と福祉の保障を進めてきました。

また、1999年（平成11年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策基本法」という。）及び「いじめ防止対策推進法」の制定など、子どもの権利に関する法律が整備されてきました。

福岡県においては、1991年（平成3年）に「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改訂を行い、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策が推進されてきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、2014年（平成26年）に「福岡県いじめ防止基本方針」、2015年（平成27年）には「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」を策定しています。

さらに、子どもに関する施策として、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005年（平成17年）に『福岡県次世代育成支援行動計画「出会い・子育て応援プラン」（前期計画）』を策定し、子育て支援施策が推進されてきました。しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これらの課題の解決に向けて、2010年（平成22年）に「福岡県次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定、2015年（平成27年）には「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

本町では、2010年（平成22年）に、「築上町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。また、子どもと家庭を取り巻く状況が変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みの構築が必要であるという考えのもと、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、2015年（平成27年）に「築上町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、安心して子育てができる環境の整備や児童虐待の予防及び早期発見・早期対応などの施策を進めているところです。

【現状と課題】

合計特殊出生率※が、全国では1.44、福岡県では1.50（2016年（平成28年））、築上町では1.64（2013年（平成25年））となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待）」や、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、福岡県の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加等、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

さらに、1951年（昭和26年）「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

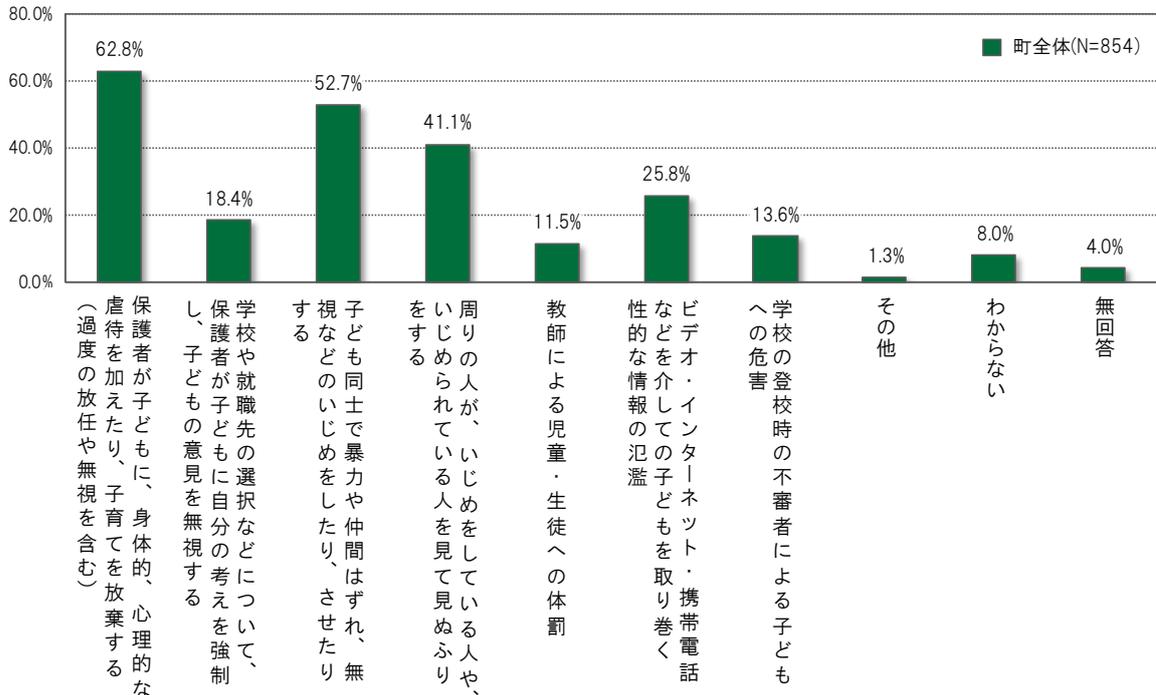
本町の「人権に関する住民意識調査」の結果では、「保護者が子どもに、身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する（過度の放任や無視を含む）」や「子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする」という回答が多くみられ、子どもへの人権侵害やいじめ問題の解決に向けた取り組みが必要です。（【図9】参照）

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

※合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）は2.07とされている。

【図9 子どもの人権に関する問題について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【施策の方向】

福岡県において、2015年（平成27年）に策定された「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。

(1) 子どもの人権が尊重される社会づくり

① 子どもの人権尊重及び周知

社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要であり、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

② いじめ、非行、不登校、児童虐待防止への対応

青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導體制の一層の充実を努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実を図ります。

また、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

(2) 子育ての支援

① 相談・支援体制の整備・充実

子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるカウンセリング機能の充実により、子どもとその保護者の心の安定を図ります。

特に、児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応が重要であるため、児童相談所・学校・保育所（園）・保健師等と連携して対応し、虐待を受けた児童の自立支援、再発防止に努めます。

また、児童虐待の要因の一つとして、子育て家庭の孤立や子育ての負担感があげられることから、地域やNPO*など社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

② 保育の充実

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、「築上町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所（園）における延長保育、病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。

※NPO（Nonprofit Organization）

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的とした「特定非営利活動促進法（NPO法）」が1998年（平成10年）に施行された。

(3) 子どもたちが心豊かに育つ環境づくり

① 人権教育・心の教育等の推進

次代を担う子どもたちの豊かな情操や自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性などの豊かな心を育むことにより、異文化の理解や異なる価値観の受容など、多様性を理解することができる青少年を育成します。

また、児童生徒の人権意識の高揚と定着を図るため、学校の教育活動の充実を図ります。

② 生徒指導の推進

教職員などが、一人ひとりの子どもに対する理解を深め、いじめの早期発見・早期対応や継続的指導の重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

また、いじめ・不登校などの問題行動の未然防止と解決に向け、児童と積極的にかかわる生徒指導相談員やスクールカウンセラーのカウンセリング機能の充実を図ります。

③ 社会環境整備の推進

家庭、学校、地域社会が連携し、いじめや不登校、虐待などの早期発見と早期解決の推進を図ります。

また、心理的要因のために登校できない状態になっている児童生徒や、いじめによって学校に行けない児童生徒、非行等の問題を抱える青少年の心のよりどころとなる居場所の確保や就学支援、就労・定着支援などを行い、社会的自立を促進します。

インターネットの利用については、情報化社会での行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できるための情報モラルを身に付けさせる学習機会の充実と広報・啓発活動の推進に努めます。

さらに、覚せい剤や大麻等の薬物乱用を未然に防止するため、地域、家庭、関係機関との連携を図り、薬物乱用防止の啓発を推進します。

4. 高齢者に関する問題

【これまでの取り組み】

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）から介護を社会全体で支える仕組みとして導入された「介護保険制度」が社会システムとして定着する一方で、団塊世代の退職・高齢化や一人暮らし高齢者の増加、介護職員の離職率の高さなどの課題が明らかになってきました。

また、家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため「高齢者虐待防止法」が2006年（平成18年）に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うことが義務づけられました。

福岡県では、すべての県民が健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある高齢社会の実現に向けた「高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量の設定や総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。その後、介護保険制度の創設など、高齢者を取り巻く社会状況の変化や重要な課題に応じ、計画の見直しを重ね、2018年度（平成30年度）からは、「福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）」に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

本町においても、2007年（平成19年）に介護保険事業計画を含む「築上町老人保健福祉計画」を策定、3年おきに見直しを行い、2017年度（平成29年度）には「築上町高齢者保健福祉計画（第7期）」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳ある暮らしを続けることができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、インフォーマルサービス※などの社会資源を活用して、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

2012年（平成24年）には高齢者支援の中核機関として、築城支所に築上町地域包括支援センターを設置しました。高齢者の総合相談窓口として、また高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度支援等、権利擁護業務等を実施しています。

※インフォーマルサービス

インフォーマルケアともいう。公的機関の専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、企業、友人、民生委員、ボランティア、NPOなど、制度に基づかない援助。また、本人の潜在能力に注目し、ケアプランにインフォーマルサービスとして利用者本人や家族・地域などの取組や支援を取り入れることが望ましい。最近では、住み慣れた地域で、その方らしい生活を継続していくために、地域包括ケアという視点に立ち、ますますインフォーマルサービスの連携の必要性が増すとされている。

特に、認知症高齢者対策では、地域住民への認知症に関する知識の普及・啓発や認知症サポーターの育成、認知症カフェ「オレンジカフェきづき」を開設するなど、認知症があっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられる体制づくりを進めています。

【現状と課題】

国においては、平均寿命の延伸と出生率の低下により、少子高齢化が急速に進行しており、2015年（平成27年）時点での平均寿命は、男性が80.8歳、女性が87.0歳であり、高齢化率は26.7%となり、長寿国であると同時に、超高齢社会時代を迎えています。

このような中、働くことを希望する高齢者に対して、高齢者雇用に対する企業の意識は変化してきてはいますが、定年の廃止や延長などによる70歳まで働ける制度の導入には依然として企業は慎重です。高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を生み、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業が制限され、社会参加や自立の機会を逃してしまうケースもみられます。高齢者の生きがいづくりや介護予防の観点からも、就業・社会参加に向けたきめ細かな支援が必要となります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、国の高齢化率は30.0%に到達することが見込まれており、これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者がさらに急増すると予測されています。このため、2025年を目途に、介護や医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化及び推進が必要となる中、サービス提供を担う介護人材の確保は重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

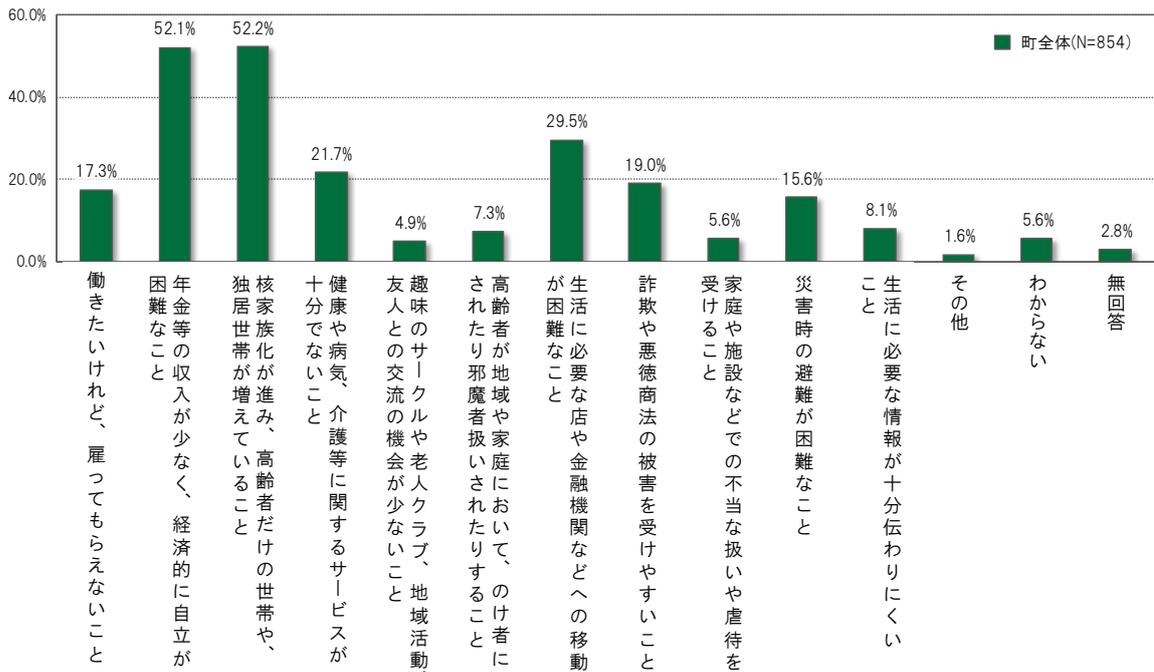
さらに、家族構造や社会情勢の変化に伴い、養護者の高齢者に対する身体的及び精神的な虐待や身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

2018年（平成30年）4月1日現在、福岡県の高齢化率は26.2%と約4人に1人が高齢者となっていますが、本町の高齢化率は35.3%と3人に1人が高齢者となっています。福岡県の値を大きく上回っており、高齢化の進行は今後も続く見込まれています。

また、本町では「人権に関する住民意識調査」の結果から、高齢者の人権問題について特に問題があると思われることは、「核家族化が進み、高齢者だけの世帯や、独居世帯が増えていること」や「年金等の収入が少なく、経済的に自立が困難なこと」と回答した人が多くなっています。（【図10】参照）

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法による被害の増加や判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題、介護サービスの利用などの自己決定が困難になるなどの問題が顕在化するものと考えられます。判断能力が衰えた高齢者が、個人の尊厳を尊重されながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進める必要があります。

【図10 高齢者の人権に関する問題について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【施策の方向】

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「築上町高齢者保健福祉計画」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

(1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

① 雇用・就業機会の確保

働く意欲のある元気な高齢者が確実に増加していくことから、企業・事業所への継続雇用の促進やハローワーク等との連携した再就職支援、公益社団法人シルバー人材センターにおける就業機会の確保に努めます。

② 社会参加の促進

高齢者の生きがいがづくり、健康づくり、仲間づくりを促進するため、趣味やスポーツに関する各種教室を活用した社会参加の促進を行います。

(2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

① 保健・医療・福祉サービスの利用支援

介護や支援の必要な高齢者が、必要かつ適切なサービス利用が図られるよう、相談体制の充実、情報提供体制の整備を図るとともに、高齢者が自身の尊厳を保ちながら、様々なサービスを利用できる環境づくりに努めます。また、高齢者の介護サービスや保健福祉サービス、日常生活などの相談対応を行う地域包括支援センターの充実を図ります。

② 福祉サービスの充実

「築上町高齢者保健福祉計画」等に基づき、在宅支援、見守り活動、生きがいづくりにおける活動支援等の高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実、ならびに介護保険サービス基盤の整備促進と適正な介護保険給付サービスの提供に努めます。

(3) 地域生活支援体制の整備

① 地域で支え合う体制整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、世代間交流やボランティア活動等の促進など、高齢者を地域全体で支える体制づくりに努めます。

さらに、一人暮らしの高齢者や要介護者の増加に伴い、地域で活躍する民生委員・児童委員の役割が重要となることから、福祉に関する専門知識の向上及び円滑な活動の推進を図るための研修会等の実施など、資質向上を図ります。

② 高齢者の消費者被害への対応

高齢者を狙った新たな手口の悪質商法が発生していることを踏まえ、警察や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害の防止に資する消費者教育・啓発に取り組みます。

(4) 権利擁護、虐待防止等の推進

① 認知症高齢者施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームの設置や認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供など、総合的な認知症施策の推進に努めます。

また、認知症や知的障がいにより、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立して生活が送れるよう、福祉サービスの利用の援助や金銭管理等の支援を推進します。特に、成年後見制度の周知、利用促進に向けた広報・啓発活動に努めます。

② 虐待防止体制の充実

高齢者虐待の防止や養護者に対する適切な支援を推進するため、高齢者虐待に関する相談窓口となる地域包括支援センターや虐待に対応する町職員の対応力の向上を図ります。

また、高齢者の権利を擁護し、質の高い介護を提供するため、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設等に対して、身体拘束廃止の普及・啓発に努めます。

5. 障がいのある人に関する問題

【これまでの取り組み】

障がいのある人に関する施策については、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、様々な取り組みが実施され、施策の着実な推進が図られてきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障がいのある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。2006年（平成18年）に国連で、「障害者の権利条約」が採択され、「障害者が社会に参加するための合理的配慮」が明文化されました。

このため、国においては1993年（平成5年）に「障害者対策に関する新長期計画」「障害者基本法」が、1995年（平成7年）には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、「障害者プラン」（ノーマライゼーション※7ヶ年戦略）が策定されました。また、これまでの障がい福祉サービス体系を改め、一元的な制度の下でサービスの提供を図るため、2006年（平成18年）に「障害者自立支援法」が施行されました。2007年（平成19年）に障がいのある児童生徒への支援と共生社会をめざすための特別支援教育が実施され、「障害者の権利条約」を批准するための国内法が整えられました。2011年（平成23年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人を権利の主体として「社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人」と定義しました。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が可能な限り共に教育を受けるよう配慮することを求めました。2012年（平成24年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）と、障がいのある人の権利擁護の観点から「障害者虐待防止法」が制定されました。さらに、2016年（平成28年）には、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの解消と合理的配慮の推進を図るための「障害者差別解消法」が施行され、学校教育法施行令も一部改正されました。

福岡県では、こうした国の動向を踏まえ、2015年（平成27年）には、「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性等に配慮した支援など、7つの基本視点を掲げた「福岡県障害者長期計画」を策定しました。また、2017年（平成29）年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

※ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的に障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉のための重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件整備をすべきであり、共に生きる社会こそが正しい社会であるという考え方。

本町においては、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年度（平成28年度）に「築上町障害者計画」を策定しました。また、2018年（平成30年）には「第5期築上町障害福祉計画及び第1期築上町障害児童福祉計画」を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもが住みやすいまちづくりと、社会参加しやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めています。

「築上町障害者計画」では、「笑顔で明るい 支え合いのまち 築上」を基本理念に、障がいのある人の自立した生活と社会参加を推進し、地域住民が障がいへの理解と共感の心を持って障がいのある人を支えられる地域社会の実現に向けて取り組んでいます。

【現状と課題】

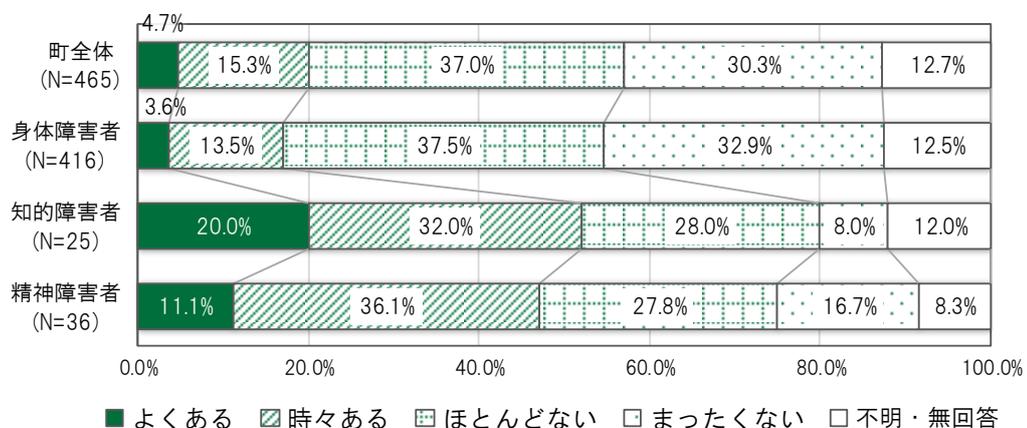
障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

また、障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まりをみせる一方で、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に、知的障がいや精神障がいのある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。（【図11】【図12】参照）

さらに、「障害者自立支援法」は障がい者施策の縦割りの解消、施設及び在宅のサービス体系の見直しなど一定の評価ができますが、サービス利用時の自己負担等について障がいのある人の不安が根強く残っています。

【図11 障がいがあるため、差別を受けたり、いやな思いをしたことの有無】

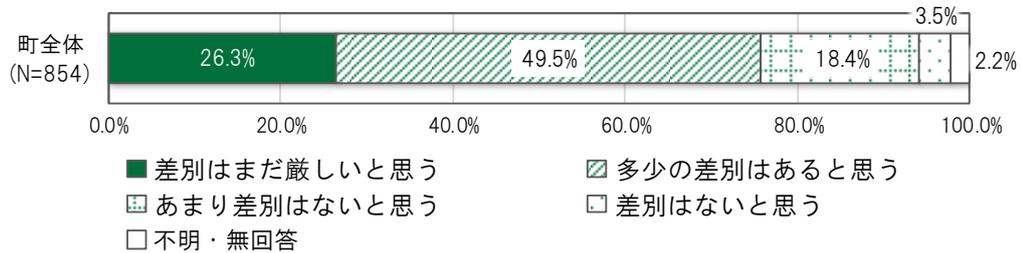
（※障がいのある人本人による回答）



資料：「築上町障害者計画策定に関するアンケート調査」（平成27年）

【図12 障がいのある人に対する差別や人権侵害の有無について】

(※障がいの有無に関係なく回答)



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【施策の方向】

障がいのある人がライフステージ*のすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図ることが必要です。

また、「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となります。

このため、本町では、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、「築上町障害者計画」等に基づき今後の施策を推進します。

(1) 正しい理解と認識のための啓発の推進

障がいのある人に対する誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みが重要です。

すべての住民が社会の一員として暮らすことができるまちづくりを進めるために、広報紙やホームページ、人権講演会等の開催を通じて、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発を行います。

(2) 自立と社会参加の推進

① 地域における生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるように努めるとともに、障がいのある人とない人を結び、障がいのある人が社会参加できるように支援の強化を図ります。

また、地域での生活を支えるため、各種福祉サービスの充実や情報提供など、地域生活の支援を進めます。

※ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生における生活史上の各段階のこと。

② スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の振興

障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するため、地域住民の障がいへの理解を深めるとともに、地域の社会資源や行事等様々なイベントの機会を活用した交流の場を設け、障がいのある人とない人の交流の機会を拡充していきます。

また、県や地域で開催される福祉イベント等の広報を行い、障がい者スポーツの振興、各種レクリエーション・文化活動への参加促進に努めます。

(3) 職業的自立の支援

① 就業機会や雇用の確保

障がいのある人の適正や能力に応じて、就業機会や雇用を確保します。また、職業的自立を図れるよう、企業・事業所に対して、「障害者雇用促進法」によって定められている法定雇用率[※]達成の遵守や障がいへの理解を深めるための広報・啓発を推進していきます。

さらに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ります。

② 就労支援の充実

障害者就業・生活支援センター機能の充実や利用促進を図り、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。

障害者就業・生活支援センターや障害者能力開発校において行われている、専門店的なりハビリテーションや障がいのある人の特性に応じた職業訓練へつなぐことに努め、障がいのある人の職業の安定と自立を図ります。

※法定雇用率

従業員のうち障がいのある人を雇うべき割合のこと。2018年（平成30年）4月から、対象に精神に障がいのある人が含まれるようになった。また、法定雇用率の引き上げや障がい者雇用の義務が生じる対象事業者の従業員数が50人以上から45.5人以上となり、対象範囲が広がっている。法定雇用率が未達成の場合は、ペナルティが課せられ

(4) 障がいのある児童への教育・保育の充実

① 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、町立の小中学校における支援教室の設置をはじめ、教育環境の整備に努めます。また、関係機関等との連携により、一人ひとりの障がいの状態に応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

さらに、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

② 自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、早い段階から子どもの進路希望を把握し、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら、進学・就労支援を推進します。

(5) 地域生活支援体制等の整備

① 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境整備の実現を目指します。福岡県が推進する「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進し、安全かつ円滑に生活できるまちづくりに取り組みます。

② 虐待防止体制の充実

「障害者虐待防止法」の積極的な広報・啓発活動を行い、障がいのある人への虐待の早期発見・防止に努めます。

また、福岡県や障害者虐待防止センターとの連携や施設職員及び町職員に対する虐待防止研修の実施等により、虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組みます。

※注 「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。(法令に定めのあるものを除く。)

6. 外国人に関する問題

【これまでの取り組み】

国連は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向け、取り組みをはじめました。

国は、「日本学生支援機構法（旧：日本育英会法）」、「公営住宅法」、「児童福祉法」「国民年金」、「国民健康保険法」などの国籍条項を撤廃し、日本で暮らす外国人に対する社会保障の不平等な取り扱いを解消の方向へと向かっています。また、2012年（平成24年）から「外国人登録法」が改正され、外国人住民も日本人と同様に住民票が作成されるようになりました。

日本における在留外国人数は、2018年（平成30年）6月末で194か国・地域、約264万人で過去最高となり、グローバル化の進展に伴い、国籍が多様化しています。このような中、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっており、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国人に対する偏見や差別の解消に向けた取り組みが推進されています。

福岡県の外国人（外国籍県民）に関する施策は、2002年（平成14年）に「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、県民の国際理解の促進、外国籍県民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりの取り組みを推進しています。

本町においては、日中友好相互交流事業など、小・中学生を中心とした国際理解教育等、国際化に対応した社会環境づくりを進めてきました。

【現状と課題】

福岡県における在留外国人数（外国人登録者数）は、2016年（平成28年）12月末で64,998人と福岡県人口の1%を占めており、全国でも9番目に多い数となっています。その中で、中国の人々が多く、次いで韓国・朝鮮、ベトナム、ネパール、フィリピン、アメリカなどの人々となっています。近年では中国、韓国・朝鮮の人々の数が減少する中で、ベトナム、ネパールの人々を中心に、新たに渡日した外国籍県民の数が年々増加しています。

本町における外国人登録者数は、多くありませんが、国際結婚による韓国・朝鮮籍以外の外国人登録者も増えています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。

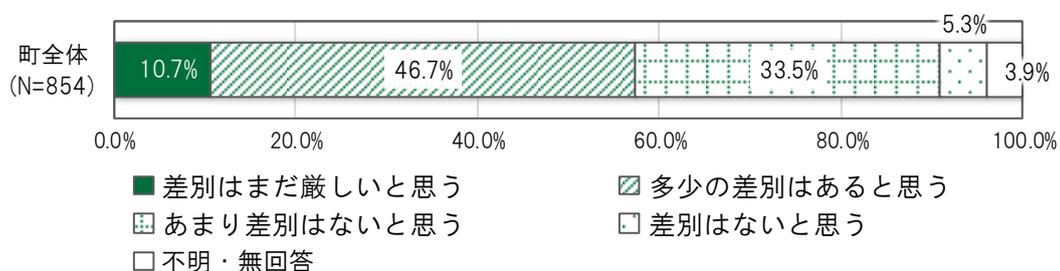
また、過去の歴史認識や相互理解が不十分であることにより、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長しかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

さらに、従来から福岡県内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に、在日韓国・在日朝鮮の人々に対しては、日本・国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることから、これらの環境に育つ子どもの母国語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となってきました。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

【図13 外国人に対する差別や人権侵害について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

【施策の方向】

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍住民が住民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進し、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

（1）国際理解の促進及びヘイトスピーチ解消に向けた啓発推進

異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重するため、民族・文化・歴史等を正しく学習する機会の提供や外国籍住民に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動の充実に努めます。また、外国籍住民との交流イベントや交流活動を通して、相互理解を促進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、福岡県と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

(2) 住みやすい環境づくり

① 相談体制・情報提供の充実

役場などの公的機関において、外国籍住民の言葉や生活習慣、住まい、保健・医療、教育、就労といった様々な問題について対応することが求められます。そのため、来庁があった場合の相談窓口等への案内、相談内容等の聞き取り、支援機関との連携など、適切な支援ができるように体制整備に努めます。

また、外国人向けの情報を多言語で提供することで、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

② 外国籍住民の各種審議会等への参加機会の拡大

外国籍住民が町の各種審議会等への参加する機会の拡大を図り、その意見の反映に努めます。また、福岡県をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(3) 国際理解教育の推進

外国籍住民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、学校、地域、家庭が連携・協力しながら国際理解教育を推進するとともに、引き続き、福岡県と連携を図りながら、効果的な啓発の取り組みを推進します。

7. HIV感染者・エイズ患者・ハンセン病患者等に関する問題

1) HIV感染症・エイズ患者

【これまでの取り組み】

HIV*感染者・エイズ*患者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのHIV感染症・エイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

福岡県においても、HIV感染者・エイズ患者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と福岡県エイズ対策専門委員会を設置され、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みが推進されています。

本町においては、学校教育、社会教育などを通し、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めてきました。

【現状と課題】

全国・福岡県においても、新規HIV感染者・エイズ患者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず若年層の性的接触による感染が拡大している状況です。（【図14】参照）

また、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

HIVについて無関心の問題も存在することから、HIVに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

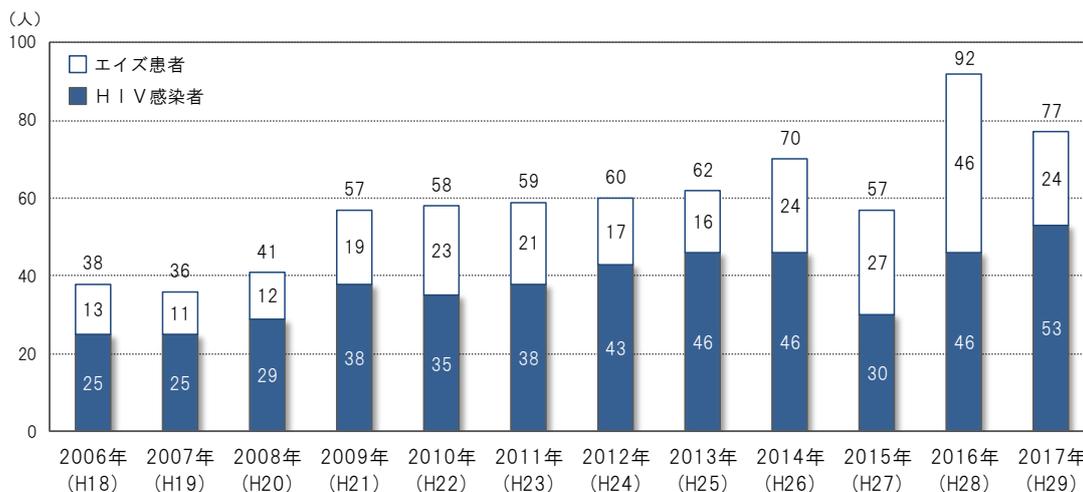
※HIV

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

※エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなくなること（不全）によって発症する様々な病気（症候群）の総称。

【図14 福岡県におけるHIV感染者・エイズ患者の推移】



資料：福岡県公表資料「福岡県におけるHIV感染者・エイズ患者の状況」
(平成30年2月22日現在の速報値)

【施策の方向】

(1) 知識の普及・啓発活動の推進

HIV感染者・エイズ患者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもHIVに対する正しい知識の普及を推進します。

また、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進めます。HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

(2) 患者等の人権に配慮した相談・支援

HIV感染者・エイズ患者のプライバシー保護の徹底を図ります。また、患者の相談に適切に対応するため、相談担当者の資質向上を図ります。

患者及びその家族に対する心理的な支援も必要となるため、医療機関やカウンセラーと連携しながら、安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。

2) ハンセン病患者等

【これまでの取り組み】

ハンセン病^{*}患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年（平成8年）に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、さらに、2001年（平成13年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者等に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受けて国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者等の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

本町においては、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできました。

【現状と課題】

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するために、治療法の確立がされていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられてきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病患者等の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、ハンセン病療養所の入所者の多くは療養所での生活を続けています。社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努める必要があります。

【施策の方向】

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

※ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症のこと。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

(1) ハンセン病に関する啓発活動の推進

ハンセン病については、患者・回復者や家族に対する偏見と差別が解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く啓発を行うとともに、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

(2) ハンセン病患者等の人権に配慮した相談・支援

ハンセン病に関する相談については、福岡県が各種団体や療養所、法務局等関係機関と連携して適切に対応しています。

本町においても、ハンセン病に関する相談があった場合、患者・回復者や家族の人権に配慮し、関係機関につなぎ、適切な支援に努めます。

8. インターネットによる人権侵害

【これまでの取り組み】

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、インターネットの匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みやネットいじめ※、リベンジ・ポルノ※など精神的苦痛を与える事案が多く発生しており、個人の人権や生活を脅かす情報の書き込みが増加しています。

また、インターネットを通して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

このような状況を考慮し、国においては、2002年（平成14年）の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図っています。

また、2009年（平成21年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。2014年（平成26年）には、リベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立しました。

【現状と課題】

インターネットは急速に普及し、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性を大きく向上させています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシー侵害など、人権侵害の事例が多く発生しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

特に、スマートフォンの普及により、子どもを中心とした無料通信アプリ等への過度の依存やトラブル等も社会問題となっています。個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任等の正しい理解と認識を持つことが必要です。

【施策の方向】

インターネットを利用する際のモラル（道徳）や情報の収集・発信について、あらゆる機会を活用して町民に広く周知し、理解を求める広報・啓発を推進します。

特に、児童生徒に対しては、学校、家庭、地域が連携して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底することにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信するための教育や啓発の推進に努めます。

※ネットいじめ

スマートフォンやパソコンを通じて、インターネット上の掲示板などに、特定の人の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送るなど、陰湿に繰り返されるいじめのこと。

※リベンジ・ポルノ

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為のこと。

9. 性的マイノリティに関する問題

【これまでの取り組み】

性的マイノリティとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいの人）など、こころと体の性が一致しない人たちの総称です。

性的マイノリティの人たちは、子どもの頃からいじめなど様々な偏見や差別を受けたり、「男は男らしく、女は女らしく」といった、こころの性とは異なる振る舞いを要求されるなど、あらゆる場面で精神的・肉体的苦痛を受けています。

性同一性障がいについては、2004年（平成16年）に、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりましたが、未だ偏見や差別がみられます。

また、2016年（平成28年）には、『職場での性的マイノリティの人への差別的な言動がセクハラにあたる』ということが、「男女雇用機会均等法」に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記されました。

【現状と課題】

近年、性的マイノリティについては、マスコミでも多く取り上げられるなど、人権問題として幅広く認知されるようになり、また、当事者や家族が差別や偏見をなくすために立ち上がり、様々な活動を行っています。しかしながら、伝統的な価値観や宗教上の理由などから、雇用における差別や嫌がらせなど、依然として差別の対象となる事実があります。

偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、家庭や地域、学校、職場での性的マイノリティに対する理解と配慮を進めていく必要があります。

【施策の方向】

家庭や地域、学校、職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的マイノリティを理由とした偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

学校においては、児童生徒が多様な性についての理解を深め、受容する教育を進めるとともに、性的マイノリティを持つ児童生徒のこころに配慮した相談体制の充実を図ります。

10. 生活困窮者等に関する問題

【これまでの取り組み】

国においては、生活保護受給者や生活困窮者への就労・自立支援の強化、総合的な相談体制の構築、貧困の連鎖※の防止等を目指し、2013年12月に「生活保護法」の改正を行い、2015年（平成27年）には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

また、2014年（平成26年）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育支援、生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つを柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うことが明記されるなど、国の生活保護制度や生活困窮者への対策は変化を続けています。

【現状と課題】

2016年（平成28年）の国民生活基礎調査によると、国の「相対的貧困率※」は15.6%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.9%となっています。この背景には、社会情勢や雇用環境の変化、超高齢社会の影響が考えられます。また、近年では働いているにもかかわらず、生活が立ち行かない「稼働層の貧困（ワーキングプア）※」や、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」などの問題も表面化しています。

本町では、生活保護受給者数・世帯ともに横ばいで推移していますが、2015年（平成27年）3月末の生活保護率は31.0%と周辺の町（苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町）に比べて高い状況にあります。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自ら助けを求めることが困難です。そのため、早期に状況を把握し、問題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者が社会から疎外されています。地域や職場、学校などのあらゆる場での偏見や差別等が自立を阻む要因の一つとも考えられます。

生活困窮者の支援にあたっては、支援が必要な人の可能性や能力に配慮した自立支援はもちろん、本人を取り巻く家庭や地域、職場、学校などの関係者が正しい人権感覚を持ち、自立に向けた伴走者となる必要があります。

※貧困の連鎖

貧困家庭で育った子どもが、自ら世帯を持った際に、貧困家庭を形成してしまうこと。貧困家庭の子どもに十分な教育や福祉の支援が行き届かないことにより、社会生活の自立を阻み、再び貧困の状態に陥りやすくなる。

※相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合のこと。（可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの）

※稼働層の貧困（ワーキングプア）

正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層のこと。

【施策の方向】

多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家族や家計の問題などに包括的に対応していきます。

必要な支援が受けられない生活困窮者については、プライバシーに配慮した上で、地域のネットワークや訪問支援を通して生活の状況を把握します。また、本人への丁寧な情報提供と本人の意思や尊厳に基づく支援計画の策定を行い、自立に向けた支援に取り組みます。

子どもの貧困対策にあたっては、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、また厳しい生活環境であることを理由とした偏見や差別を受けることなく、夢と希望を持って成長していける社会を目指します。行政、保育所（園）、学校、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域が一体となって支援に取り組みます。

11. さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

1) 犯罪被害者等に対する人権侵害

【現状と課題】

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

福岡県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013年（平成25年）に「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

しかしながら、犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害に苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取り組みが推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、さらに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

【施策の方向】

今後とも、警察をはじめ関係機関と連携・協力して、犯罪被害者を支援できる環境づくりに努めます。

2) 刑を終えて出所した人々に対する人権侵害

【現状と課題】

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

【施策の方向】

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

3) アイヌの人々に対する人権侵害

【現状と課題】

アイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、今日では文化、言語、生活様式は十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

【施策の方向】

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めます。

4) ホームレス(野宿生活者)の人々に対する人権侵害

【現状と課題】

経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレスの人々が増加しており、新たな人権課題となっています。

2002年(平成14年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき2013年(平成25年)に国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取り組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であると明記されています。

また、福岡県では、2014年(平成26年)に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」を策定し、関係機関及び民間支援団体と連携のもと、ホームレスの自立支援等を行っています。

しかしながら、ホームレスの人々に対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合があります。また、ホームレスの人々は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

【施策の方向】

ホームレスの人々が抱える問題の解決を図るため、雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスの人々への差別や偏見をなくすために町民への啓発を行うことが重要です。広域的に施策を実施していく必要があるため、福岡県や関係機関と連携を図って支援していきます。

5) 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

2002年（平成14年）に行われた日朝首脳会談において北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけ、拉致被害者のうち一部が帰国しましたが、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況があります。

また、帰国した被害者の家族は依然として北朝鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を余儀なくされています。

【施策の方向】

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による重大な人権の侵害について、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心にホームページや広報紙などで啓発を行い、この問題について市民の関心と認識が深まるよう取り組みます。

6) その他の人権問題

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、福島原子力発電所事故による放射線被ばくに関する風評被害の人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。これらについては、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。

さらに、福岡県内には、同和問題に起因して教育を受けられなかった人々や在日韓国・在日朝鮮の人々が、歴史的経過によって教育を受ける権利を奪われてきたという基本的人権にかかわる識字の問題があります。

また、近年では、新たに渡日した外国人の識字の問題も指摘されています。

本町においても、同和問題に起因して教育を受けられなかった人々を対象に識字教室を開催し、この問題解決に向け取り組んできた経過があります。2003年（平成15年）から「国際識字の10年」の取り組みが推進されており、国や福岡県の動向、また住民のニーズ等も踏まえ、この問題の解決に向け、取り組みを推進します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この「基本指針」を通して取り組みを推進します。